

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和5年1月30日(2023.1.30)

【国際公開番号】WO2020/167807
 【公表番号】特表2022-520187(P2022-520187A)
 【公表日】令和4年3月29日(2022.3.29)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-055
 【出願番号】特願2021-546666(P2021-546666)
 【国際特許分類】
 A 2 4 D 1/02(2006.01)
 【F I】
 A 2 4 D 1/02

10

【手続補正書】
 【提出日】令和5年1月19日(2023.1.19)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更

20

【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

喫煙物品用の包装材料であって、
ウェブ構築繊維と組み合わせたウェブを含み、
 前記ウェブ構築繊維は、脱リグニンセルロース繊維を含み、
 前記ウェブは、20～80gsmの坪量を有し、10～100コレスタの透過性を有し
前記ウェブは、抽出されたカカオハスク繊維を含むことを特徴とする包装材料。

30

【請求項2】

前記ウェブは、前記抽出されたカカオハスク繊維及び前記ウェブ構築繊維と組み合わされた充填材料をさらに含み、
前記充填材料は、炭酸カルシウム粒子、二酸化チタン粒子、カオリン粒子、タルク粒子、硫酸バリウム粒子、酸化マグネシウム粒子、ベントナイト粒子、ゼオライト粒子、ケイ酸塩粒子、またはそれらの組み合わせを含むことを特徴とする請求項1に記載の包装材料。

【請求項3】

前記ウェブはカレンダー加工されていることを特徴とする請求項1または2に記載の包装材料。

【請求項4】

前記ウェブに適用されるエアロゾル送達組成物をさらに含み、前記エアロゾル送達組成物はエアロゾル送達剤を含有することを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の包装材料。

40

【請求項5】

前記エアロゾル送達剤はカンナビノイドを含み、
前記カンナビノイドは、テトラヒドロカンナビノール、カンナビジオール、または、テトラヒドロカンナビノールとカンナビジオールとの組み合わせを含むことを特徴とする請求項4に記載の包装材料。

【請求項6】

前記エアロゾル送達組成物は、0.1重量%超、1重量%超、5重量%超、10重量%超、15重量%超、20重量%超、25重量%超、または30重量%超、かつ、40重量

50

%未満の量で前記ウェブに含まれることを特徴とする請求項4に記載の包装材料。

【請求項7】

前記ウェブは、10重量%未満の量の水溶性カカオハスク成分を含むことを特徴とする請求項1～6のいずれか1項に記載の包装材料。

【請求項8】

前記ウェブは、10重量%超、15重量%超、20重量%超、25重量%超、または最大30重量%の量の水溶性カカオハスク成分を含むことを特徴とする請求項1～7のいずれか1項に記載の包装材料。

【請求項9】

前記ウェブ構築繊維は、亜麻繊維、ヘンプ繊維、アバカ繊維、木材のパルプ繊維、竹繊維、ココナッツ繊維、ラミー繊維、ジュート繊維、またはそれらの組み合わせを含み、前記木材のパルプ繊維は、針葉樹繊維、広葉樹繊維、または、針葉樹繊維と広葉樹繊維との組み合わせを含むことを特徴とする請求項1～8のいずれか1項に記載の包装材料。 10

【請求項10】

前記ウェブ構築繊維は、20重量%超、30重量%超、または40重量%超、かつ、80重量%未満の量で前記ウェブに含まれることを特徴とする請求項1～9のいずれか1項に記載の包装材料。

【請求項11】

前記ウェブは燃焼制御剤で処理されており、前記燃焼制御剤は、クエン酸塩、コハク酸塩またはカルボン酸の塩を含むことを特徴とする請求項1～10のいずれか1項に記載の包装材料。 20

【請求項12】

前記ウェブは保湿剤で処理されており、前記保湿剤は、グリセロール、プロピレングリコール、またはそれらの組み合わせを含むことを特徴とする請求項1～11のいずれか1項に記載の包装材料。

【請求項13】

前記ウェブはガムで処理されており、前記ガムは、グアーガム、アルギン酸塩、カルボキシメチルセルロース、またはそれらの組み合わせを含むことを特徴とする請求項1～12のいずれか1項に記載の包装材料。

【請求項14】

前記包装材料は、当該包装材料の第1の方向に沿って間隔を隔てて配置された複数の個別の低延焼性領域を含み、前記低延焼性領域は、23で0.5cm/s未満の拡散率を有し、前記低延焼性領域は、前記低延焼性領域を前記ウェブに適用することによって形成されていることを特徴とする請求項1～13のいずれか1項に記載の包装材料。 30

【請求項15】

請求項1～14のいずれか1項に記載の包装材料で包装された喫煙可能なロッドを含むことを特徴とする喫煙物品。